

第3章 貸付決定の変更

授業料減免の支援を受ける修学生は、保育士修学資金を借入れることができる金額が制限されています。よって、貸付契約期間中に支援区分の変更等があった場合は、速やかに本会まで報告してください。

また、以下の事由により貸付決定内容を再度審査し、決定内容を変更することがあります。

1. 授業料減免の支援区分の変更等の報告

貸付契約期間中に支援区分の変更、支援の廃止（減免支援の終了）となった場合は、養成施設を通じて報告いただき、支援の変更内容がわかる決定通知書の写しを提出していただきます。

2. 授業料減免の支援区分の変更等に伴う保育士修学資金の貸付契約の見直し内容

授業料減免の状況	貸付契約の見直し
1. 授業料減免額が減額となった	維持・増額査定
2. 授業料減免額が増額となった	維持・減額査定
3. 新たに授業料減免の支援対象となった	維持・減額査定
4. 減免支援が廃止となった	維持・増額査定 契約解除

※手続きに関しては、以下の項目をご確認ください。

3. 授業料減免額が減額または減免支援の廃止となった修学生が、修学資金の増額を希望する場合

授業料減免額が減額となったことにより、修学に係る必要経費が不足した場合、修学資金の増額を申込むことができます。

(1) 申込期間

授業料減免の支援区分の変更が確定したのち、1か月以内。

(2) 申込書類

- ① 保育士修学資金貸付変更申込書（様式第19号）
- ② 授業料減免に関する通知書の写し（養成施設が発行したもの）
- ③ 養成施設の長による意見書 ※必要に応じて養成施設に作成いただきます。

(3) 貸付金の増額限度の算出方法（「借入希望金額の積算について」参照）

計算式

$$\frac{\text{『1. 最終学年時に係る費用（年額）の合計（A）』}}{12 \text{ か月}} \times \text{増額希望月数} - \text{変更後の減免額}$$

※申込金額の算出時に発生した100円単位の端数については、貸付限度額（月額5万円）の範囲内であれば、千円単位に切り上げた金額をお申込みいただけます。

4. 授業料減免額が増額となった場合

授業料減免額により修学資金の貸付金額に制限があることから、支援区分の変更通知（写）の提出をもって、減額査定を行います。

査定時の算出には、1回目の申込書類「借入希望金額の積算について（確認表）」の『1. 最終学年時に係る費用（年額）の合計（A）』を使用します。また、100円単位の端数が生じた場合は、千円単位に切り上げた金額で変更決定します。

5. 新たに授業料減免の支援対象者となった場合

上記4のとおり、減額査定を行うため、「借入希望金額の積算について（確認表）^{※5}」を新たに作成し、ご提出ください。ただし、『借入希望金額欄』は未記入で結構です。

※5 修学生のかかる費用を聞き取り相談の上、養成施設が作成します。

6. 減免支援が廃止となった際の留意事項

修学資金貸付対象者の要件として、「学業優秀であること」とあります。そのため、減免支援の廃止が学習意欲・成績の著しい低下を理由とした場合、修学資金においても貸付契約の解除の対象と成り得る可能性が考えられます。

修学資金の貸付契約が継続される決定が出た場合は、より一層の意欲をもって学業に取り組んでください。

7. 貸付決定の変更に関する書類の申込み手続き

授業料減免の支援区分変更に伴う各種通知書の写し、及び修学資金の増額申請書を養成施設で取りまとめ、横浜市社協にご提出ください。